

平成22年国勢調査について

10月1日は国勢調査の日です

国勢調査は みんなで描く 日本の自画像

(平成22年国勢調査標語 一般部門 総務大臣賞)

国勢調査の目的

- 国勢調査は、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われます。

10月1日現在で全国いっせいに行います

- 平成22年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人及び世帯を対象とします。

- 国勢調査は、総務省→都道府県→市区町村→指導員→調査員→世帯の流れで行います。

- 9月下旬から、調査員が各世帯を訪問して調査票を配布します。

記入していただいた調査票は、封筒に入れて封をした上で調査員に渡していただくか、郵送で市区町村に提出していただきます。

法律に基づいて行います

- 国勢調査は、統計法（国の統計に関する基本的な法律）で、基幹統計調査としての位置づけが規定されています。

- 基幹統計調査については、統計法で、調査票に記入して提出することの報告義務が定められています。

- 国勢調査は、統計法で5年ごとに実施することが定められています。

調査票の記入内容は厳重に守られます

- 調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報を保護するための厳格な守秘義務が課せられています。

- 調査票に記入していただいた内容は、統計の作成以外に使用することはありません。

- 調査票は、外部にもれないよう厳重に管理し、集計が完了した後には完全に溶かし、再生紙として生まれ変わります。



9月23日(木)から調査員が調査票を配布する
ため、各世帯におうかがいいたします。

2010 国勢調査
平成22年10月1日

■統計の窓

平成22年国勢調査の特色

●人口減少社会における最初の国勢調査

日本では平成16年をピークとして人口が減少しています。また本県の平成17年国勢調査による人口は、12年調査に比べて既に減少に転じています。

(H12－2,985千人、H17－2,975千人)

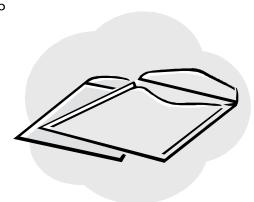
国勢調査の結果は、児童福祉、高齢者の介護・医療、雇用政策や地域の活性化など、我が国が直面する課題に対する施策に活用されるとともに、日本の未来を考えるために欠くことのできないデータになります。

●世界人口センサス計画の一環として実施

国勢調査（人口センサス）は、世界各国で実施されています。国際連合は、世界の国々に、世界人口センサス計画への参加を勧告しており、日本の平成22年国勢調査はこの一環として実施します。



今年の4月には、アメリカで国勢調査が実施されました。アジアでは、5月にインドネシアで、7月にはタイで、そして10月の日本をはさんで、11月には中国と韓国で実施されます。



調査方法を改善しました～提出しやすい方法へ～

●調査票は封入して提出することとします

今回の国勢調査では、世帯の個人情報保護意識を踏まえ、すべての世帯が調査票を封筒に入れて提出する方式を導入します。

●調査票は調査員に提出するほかに、郵送で提出することができます

今回の国勢調査では、世帯が容易に調査票を提出できるように調査員に提出するほか、郵送による提出方式の導入をします。

調査員に提出するか、郵送提出するかの調査票の提出方法は、世帯が選択します。

調査事項を見直しました

●世帯員に関する事項（15項目）、世帯に関する事項（5項目）としました。

●調査事項の変更について

・雇用形態の把握の見直し

雇われている人の雇用形態については、これまで「就業時間」によって間接的に把握していましたが、今回の国勢調査では、「雇われている人」を「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「パート・アルバイト・その他」に区分することによって、雇用形態を直接把握することとしました。これに伴い、「就業時間」を廃止しました。

・「家計の収入の種類」の廃止

「家計の収入の種類」は、国勢調査について行ったアンケートによると、「記入したくない」と考える世帯の割合が極めて高いこと、また、他の統計が整備されてきていることなどから、平成22年国勢調査では調査事項から外すこととしました。

～平成22年国勢調査に関するQ&A～

Q

国勢調査はなぜ行う必要があるのですか？

**A**

国勢調査は、我が国の社会を映し出す鏡としての役割を持っています。

国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体だけではなく、広く民間企業や研究機関でも利用されています。国勢調査から得られる様々な統計が利用できることによって、行政の施策や将来計画等を決定する際の判断がより適切に行われ、また、民間企業の経営判断も消費者の地域分布等を考慮しながらより効率的・効果的に行われるようになります。

このように、国勢調査の結果は、国民の情報基盤として広く利用されるものであり、日本に住む人々が自らの社会のすがたを定期的に描き出すものです。

Q

国勢調査はどのように調査を行うのですか？

**A**

①9月下旬から調査員が皆様のお宅を訪問し、調査票と提出用の封筒をお配りします。



②調査員から配布された「調査票」に記入していただきます。わからない点はコールセンターにお問い合わせください。電話番号は調査票と一緒に配布する「調査票の記入のしかた」に記載してあります。



③記入した「調査票」は、提出用封筒に入れ、封をして調査員に渡してくださいか、郵送してください。



④調査員は、封筒を開封することなく市区町村に提出します。郵送された封筒は市区町村に届きます。



⑤封筒は市区町村で開封され、調査票の記入もれや記入誤りなどが確認されます。

調査票の提出が確認できない場合、調査員が世帯を再訪問します。

■統計の窓

Q

アパートを借りて住んでいる学生ですが、10月1日に帰省している人はどこで調査するのですか？



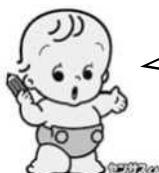
A

帰省する期間が3か月未満の場合は、住んでいるアパートで、帰省する期間が3か月以上の場合は帰省先で調査ということになります。

帰省先から戻った際（アパートに帰宅した際）に調査票が配布されていた場合は、市区町村にご連絡ください。学校の学生寮・寄宿舎に住んでいる学生は、帰省する期間に関わらず学生寮・寄宿舎で調査します。

Q

単身赴任をしている人で、月曜から金曜日までは赴任先で寝泊まりし、土曜日、日曜日は家族のところに帰ってくる人はどこで調査するのですか？



A

1週間のうち寝泊まりする日数が多いほうで調査します。

この場合は赴任先となります。

Q

平成22年国勢調査ではどんな項目について調査をするのですか？



A

平成22年国勢調査では、下の20項目について調査することとしています。

従来、西暦の末尾が0の年は「大規模調査」として22項目を調査し、末尾が5の年には「簡易調査」として17項目を調査していました。平成22年は「大規模調査」の年に当たりますが、調査の企画段階で、調査事項の優先度を見直し、2項目を減らすこととしました。これは、統計に対するニーズ、国民の生活実態や意識の変化などを踏まえて見直しを行ったことによるものです。

平成22年国勢調査の調査項目

世帯員一人一人に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在の住居における居住環境
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 所属事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

世帯に関する項目

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住居の床面積
- (5) 住居の建て方

Q

氏名はなぜ書かなければならないのですか？

**A**

氏名は、調査の重複を防ぐために、記入内容の確認のみに用いるものです。データとして保存されることはありません。

Q

住民基本台帳のデータがあるのだから国勢調査はなくても済むのではありませんか？

**A**

住民基本台帳で国勢調査の代用ができるのではないかということですが、以下に挙げる理由等から代用が難しいと言えます。

1 住民基本台帳では男女の別、出生の年月日という限られた情報しか得られません。また、住民基本台帳では学生や工事関係の方などが住民登録を残したまま、ほかの地域に移動していたりということで、実際に住んでいる場所が異なる場合が少なくありません。よって、人口の実態を反映していないことがあります。

例えば、災害時の対策などを想定する際には、その地域に現に居住している人や通勤・通学する人たちの数を正確に把握することが必要です。また地域の産業構造を把握し、産業政策や雇用対策を行う上で、産業別の就業状況や労働力の状態などの地域別の細かい情報が必要です。

2 選挙区画を画定する際や地方交付税を算定する際に用いる基準人口は、いわば住民の福祉に直結するものですので、人口の実態を表す国勢調査の結果を用いることが適当であると考えられます。

Q

国勢調査の結果はどのように役立っているのですか？

**A**

<法律で定められている利用の例>

- 衆議院の小選挙区の画定（各選挙区の人口は「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」を用いることが定められています。）

- 地方交付税交付金の算出（地方交付税交付金の額を決める基となる地方行政に必要な各種経費の算出において、国勢調査の結果である「人口」、「市部人口」、「町村部人口」、「65歳以上人口」「75歳以上人口」「都市計画区域における人口」、「林業、水産業及び鉱業の従業者数」「世帯数」を用いるように定められています。）

その他、政党交付金の算定（政党助成法第7条）、過疎地域の認定（過疎地域自立促進特別措置法第2条）など。

<学術や教育分野、民間企業などによる利用例>

- 学術・教育利用（経済学、社会学、人口学などの学術研究、小・中学校の社会科、高校の地理歴史の教育用資料など）
- 民間企業による利用（新しい店舗の立地を検討する場合の、地域別人口規模や年齢構成などを分析、判断することで、消費者のニーズに適した事業展開を行うことなど）

<他の公的統計を作成するための基準としての利用>

例えば、日本の将来の将来人口推計、地域別の人口推計、国民経済計算の統計（GDPなどの統計）などは、国勢調査の人口を基礎としています。

■統計の窓

Q

住宅の床面積の合計（延べ面積）の項目ですが、1坪=約2畳=3.3m²ですよね？



A

はい、そうです。坪をm²（平方メートル）に換算する場合は、1坪（約2畳）を3.3m²とします。

この図の場合、床面積の合計は [] の部分になります。

4.5畳 (7.4m ²)	押入 納戸	台所 4.5畳 (7.4m ²)	居間・食堂 12畳 (19.8m ²)	バルコニー
玄関	廊下			

6畳 (9.9m ²)	トイレ 浴室	洗面所	押入 床の間	7.5畳 (12.4m ²)
----------------------------	-----------	-----	-----------	-------------------------------

《坪からの計算》

- 15坪×3.3=49.5m²
- 30坪×3.3=99m²
- 45坪×3.3=148.5m²

= 75m² ※居住地のほか、トイレ、押入、洗面所などの床面積も含めます。

- 一戸建の住宅や長屋建（テラスハウスを含む）などで、地階（地下室）や2階がある場合は、各階の床面積を合計して記入してください。
- バルコニー、ベランダ、別棟の物置、商品倉庫、作業場などの営業用の付属建物は床面積に含めません。

Q

平成22年の国勢調査の結果はいつごろ公表されるのですか？



A

平成22年国勢調査の結果は、最も早いものは調査期日（平成22年10月1日）から約4か月後の平成23年2月に公表する予定です。

これは、総人口と世帯数に関する人口速報集計です。

これに続いて、調査期日から約8か月後の平成23年6月に抽出速報集計（調査票の約100分の1を抽出して統計表を作成）を公表する予定です。この集計により、すべての調査項目について、我が国の人口と世帯に関する全体像が明らかになります。

調査票の全数による集計結果は、調査から約1年後の平成23年10月に公表され、その後、より詳細な結果を順次公表していく予定です。

「国勢調査」について更に詳しく知りたい方は、総務省統計局ホームページ「国勢調査eガイド」等をご利用ください。
→ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

- 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせいただとか、調査員が訪問した際にご質問ください。

国勢調査コールセンター

・ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。

TEL 0570-01-2010 (ナビダイヤル) 設置期間：平成22年9月11日から10月31日まで

IP電話・PHSの場合：03-6738-6677 受付時間：午前8時～午後9時（土・日・祝日もご利用できます）

●調査票の追加が必要であるなど、調査員への連絡が必要な場合には、市区町村にご連絡ください。